

新潟県農林水産業振興資金（8号資金）の設定について（三条市）

令和5年の夏季の高温及び渇水により被害を受けた農業者等に対して緊急融資支援を行います。

1 資金名

令和5年夏季の高温及び渇水の被害に係る知事特認資金（以下「本資金」という。）

2 趣旨

令和5年の夏季の高温及び渇水により被害を受けた農業者の経営を維持し安定を図るため、三条市農林水産業振興資金利子補給交付要綱に基づき利子補給し、本資金を借り入れる農家の資金繰りを支援するもの

3 貸付対象者

農業を営む個人、団体又は法人で、令和5年の夏季の高温及び渇水により、農作物等に被害を受け、農作物等の販売金額（売上高）の減少が過去3か年の平均の販売金額（売上高）の100分の10以上であることが見込まれる者

4 貸付対象経費

農業経営上必要となる資金

5 取扱金融機関（申込窓口）

えちご中越農業協同組合、第四北越銀行、大光銀行、三条信用金庫、三條信用組合、協栄信用組合

6 償還期限等

7年以内（うち据置期間2年以内）とする。

7 貸付限度額

600万円

8 融資率

融資率は、事業に要する経費の100分の100以内とする。

9 貸付利率及び利子補給率

農業者等への貸付利率	0.35%
基準金利	2.05%
金融機関への利子補給率	1.70%（県0.85%, 市0.85%）

10 貸付実行期間

貸付実行は、令和6年3月末日までとする。